

児童扶養手当

子どもを育てている母または主として生計を維持する養育者で、次のいずれかに該当する場合に支給します。

- ・父母が婚姻を解消した
- ・配偶者が死亡した
- ・配偶者に一定の障害がある など

資格のあるかたは、所得にかかわらず申請できますが、申請するかたやその配偶者、同居など生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給に制限があります。

手当は申請を受け付けた翌月分から、子どもが18歳になる年度の3月分まで、年3回（4月・8月・12月）に分け支払われます。

なお、申請者が公的年金を受ける場合および対象児童が公的年金の加算の対象となる場合はこの手当は受けられません。

▼手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,720円	9,850円～41,710円
2人	46,720円	14,850円～46,710円
3人以上	1人につき3,000円加算	

問合せ 健康福祉課福祉介護担当 ☎62-1230 内線113

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てているかたに支給される手当です。

資格のあるかたは、所得や各障害者手帳の所持にかかわらず申請できますが、申請者やその配偶者、同居など生計を同じくしている扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）の所得により、手当の支給が停止されることがあります。

手当は申請を受け付けた翌月分から、年3回（4月・8月・11月）に分け支払われます。

なお、子どもが障害による公的年金を受けている場合や児童福祉施設に入所している場合は、この手当は受けられません。

▼手当の金額

障害の状態	月額(1人につき)
1級(重度)	50,750円
2級(中度)	33,800円

※障害の状態は、各障害者手帳の等級と異なります。

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1230 内線112

動物愛護週間

9月20日
～
26日

動物は私たちの生活をさまざまなかたちで豊かにしてくれる、人間にとってかけがえのない存在です。

動物の飼い主は、動物の健康と安全を保ち、また動物が人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけるように努め、人と動物が共存できる豊かな社会を目指しましょう。

愛護動物をみだりに殺したり傷つけるなどした場合、懲役または罰金に処されます。

🐾 犬・猫は責任を持って飼いましょう! 🐾

最近、犬の鳴き声やフン・飼い猫のフン・尿による苦情が増えています。

犬は肥満・夜鳴きを防ぐため、定期的に運動させましょう。散歩中のフンは必ず始末しましょう。

また、猫はできるだけ屋内で飼いましょう。猫のフン・尿は大変臭うので、外で自由にさせておくと、近所の庭などに入り込んで用を足し、よそのかたが非常に迷惑します。家の中にトイレを用意して使わせるようにしましょう。

※野良犬・猫などにはエサを与えないでください。与えた場合、飼い主と同じ責任を負うことになります。

問合せ 町民生活課環境衛生担当 ☎62-1230 内線104・105

台所から

川をきれいに

生活排水が川の汚れの大きな原因となっています。

ちょっとした心遣いが川をきれいにします。

皆様のご協力をお願いします。

台所でできる生活排水対策

①三角コーナー

三角コーナーや排水口には水切り袋を付け、たまったごみはこまめに取り除きましょう。ごみがたまりすぎると、きれいな水を流しても汚れた水になってしまいます。

②食器などの油污れ

食器やフライパンなどの油污れは、ゴムべらや古紙(布)で拭き取ってから洗いましょう。水へ流す汚れは7割も減らせます。

③天ぷら油

天ぷら油は、油こし紙などで汚れを取り除いて繰り返し使ったり、炒め油に使用しましょう。やむを得ず捨てる場合は、古紙(布)などに染みこませて、可燃ごみとして排出しましょう。

④洗剤

油污れの少ない物は、水や湯だけで十分きれいになります。アクリルのたわしを使うと簡単に汚れがとれます。洗剤は、石けんなどの分解性のよいものを適量使いましょう。